

京都府警察被害回復兼社会復帰アドバイザー運用要綱の制定について（通達）

〔 最終改正 令和6.3.8 例規務第3号  
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて 〕

（概要）

この要綱は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第16条に規定する被害回復アドバイザー及び規則25条に規定する社会復帰アドバイザーを兼務する京都府警察被害回復兼社会復帰アドバイザーの運用に関し、必要な事項を定めたもので、令和2年4月1日から実施しています。